

国際会計基準審議会 (IASB)

ボードメンバーSuzanne Lloyd氏及び エグゼクティブ・テクニカル・ディレクター Hugh Shields氏に訊く 「IASBアジェンダ協議2015」



IASBボードメンバー Suzanne Lloyd

IASBエグゼクティブ・テクニカル・ディレクター Hugh Shields

IASB客員研究員 倉持 亘一郎

日本公認会計士協会常務理事 岸上 恵子



左から、岸上恵子氏、Suzanne Lloyd氏、Hugh Shields氏、倉持亘一郎氏

本誌では、日本公認会計士協会常務理事の岸上恵子氏がロンドンの国際会計基準審議会 (IASB) オフィスを訪問されたのを機に、IASBボードメンバーであるSuzanne Lloyd氏及びエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターのHugh Shields氏、IASBの客員研究員である倉持亘一郎氏にお集まりいただき、「IASBアジェンダ協議2015」をテーマとして、インタビューを実施した (なお、本インタビューは「アジェンダ協議2015」の公表直前に実施されている)。インタビューでは、そもそもアジェンダ協議とは何か、アジェンダ協議2015の概要、IFRS財団から公表されている意見募集「体制と有効性に関する評議員会のレビュー」との関係、さらには、業種別会計、のれんの会計処理、業績報告に関するプロジェクト、収益認識プロジェクトの動向などについてお話をうかがった。IASBの今後の動向を把握するためにも、是非、ご一読いただきたい。

(機関誌編集員会)

I はじめに

倉持 2015年12月末にかけて、IASBは、二度目となるアジェンダ協議の意見募集を行います。アジェンダ協議は、IASBが優先的に取り組むべき課題について、世界中の関係者の意見を聞く重要なプロセスです。特に、日本では国際財務報告基準（IFRS）の任意適用がここ数年で急速に拡大しましたので、現在IFRSを適用していても2011年に行われた前回のアジェンダ協議をご存じない方々もいらっしゃると思います。今日は、アジェンダ協議を取りまとめているLloydさん、Shieldsさんから、アジェンダ協議とはそもそも何なのかといったところからお話をうかがい、岸上さんから日本の関係者の視点からのご意見、ご質問をいただければと思います。

Lloydさんは、IASB理事に就任される前はIASBの基準設定担当シニア・ディレクターとして、連結、リース、金融商品といったプロジェクトを担当されていました。また、オーストラリア会計基準審議会や投資銀行でのご経験もおありです。

Shieldsさんは、IASBのエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターとして、IASBの基準設定プロジェクト全体を統括されています。会計・監査ジャーナルへの登場は今回で二度目です。これまで監査人として、欧州の大手金融機関の作成者として、また基準設定主体としての豊富な経験をお持ちです。

II アジェンダ協議

1. 概観

倉持 はじめに、そもそもアジェンダ協議とはどういったものかということからご説明いただけますか。

Shields アジェンダ協議は、IASBの戦略的な方向性や基準設定プロジェクトの優先順位について、世界中の関係者から正式に意見を募集するプロセスです。アジェンダ協議は、IASBが基準設定において踏まなくてはならないプロセスを記述したデュー・プロセス文書にも正式に組み込まれている重要なステップです。IASBは一度目のアジェンダ協議を2011年に開始し2012年に終了しました。今回のアジェンダ協議はIASBにとって二度目のアジェンダ協議です。アジェンダ協議は、基準設定活動におけるリソースをどのプロジェクトに配分すべきか、どうバランスを取るべきかに関してすべての利害関係者から意見を聞くための、とても重要な機会です。

2. アジェンダ協議2011

倉持 2011年から2012年に行われた一度目のアジェンダ協議（アジェンダ協議2011）では、関係者からどのような意見が寄せられ、基準設定活動に反映されたのでしょうか。

Lloyd アジェンダ協議2011に対して寄せられた主な意見と、IASBがどのような対応を取ったのかをお話ししたいと思います。

アジェンダ協議2011に対して寄せられた主なメッセージの1つに、多くの重要な基準開発が行われた期間がようやく終了したのだから、しばらく「静止期間（period of calm）」を設けるべきだ、というものがあり

ました。他方で、寄せられたほぼすべての意見は、概念フレームワーク・プロジェクトに取り組むことを支持していました。これは、国・地域、また、回答者が財務諸表の作成者、利用者、監査人であるかにかかわらず、ほぼ全員の共通した意見でした。また、適用後レビューやIFRS解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）における活動といったIFRSの実際の適用に関連する活動に、より多くの時間を割くべきであるとの意見も寄せられました。そして、新たにIFRSを採用する国々のニーズに応えるため、特定の会計基準に修正を行うべきであるとの意見も寄せられました。さらには、基準設定プロセスをより良いものにするため、基準開発の初期の段階に、問題の所在を明らかにするための調査研究に時間を費やすべきであるという意見も寄せられました。

そして、寄せられた意見に対してIASBがどのような対応を取ったのかですが、IASBはこれらの意見を審議した結果、特に、IFRSの実際の適用に関連する活動に重点的に取り組むことを決めました。これは、解釈指針委員会の活動が増えたことに表れていると思いますし、適用後レビューにも時間を割くようになったことにも表れています。また、概念フレームワークの優先順位を高め、特に日本の関係者から有益な意見が寄せられた、その他の包括利益（OCI）やリサイクリングなどの問題の検討も重点的に行ってきました。さらに、主要プロジェクトの数は減らし、多くの調査研究活動を進めています。これは、実際に基準設定を開始する前に、問題の所在を明らかにする調査研究を重視するという、

新しい基準設定のスタイルです。このように、現在のIASBの活動は、2011年のアジェンダ協議で得られたフィードバックの影響を強く受けていることがご理解いただけるかと思えます。

岸上 日本公認会計士協会（JICPA）もアジェンダ協議2011に基本的には皆さんと同様のコメント・レターを提出しましたⁱ。

3. アジェンダ協議2015

概要

倉持 次に、これから実施されるアジェンダ協議2015の概要を教えてくださいいただけますか。意見募集、寄せられた意見のIASBにおける審議、また、結果の公表のスケジュールも、現時点で分かる範囲で具体的に話していただけますか。

Shields アジェンダ協議の正式な意見募集は2015年8月中旬に公表することを目指していますⁱⁱ。デュー・プロセスにより、最低でも120日間のコメント期間を設けることが要求されていますので、コメント募集期限は12月になると思います。その後、すべてのコメント・レターを分析し、2016年はじめからIASBで審議を行

い、2016年半ばにフィードバック・ステートメントを公表することを目指したいと考えています。

倉持 当初は2015年末に意見募集を開始する予定だったと思いますが、なぜ、公表時期を早めたのでしょうか。

Shields 一番の理由は、IASBの母体機関であるIFRS財団が実施するもう1つの意見募集と時期を合わせるためです。これは、正式には「体制とその有効性に関するIFRS財団評議員会のレビュー（以下「評議員会のレビュー」という。）ⁱⁱⁱと呼ばれ、IFRS財団やIASBの組織のあり方、大局的な戦略等について、



IASBエグゼクティブ・テクニカル・ディレクター Hugh Shields氏

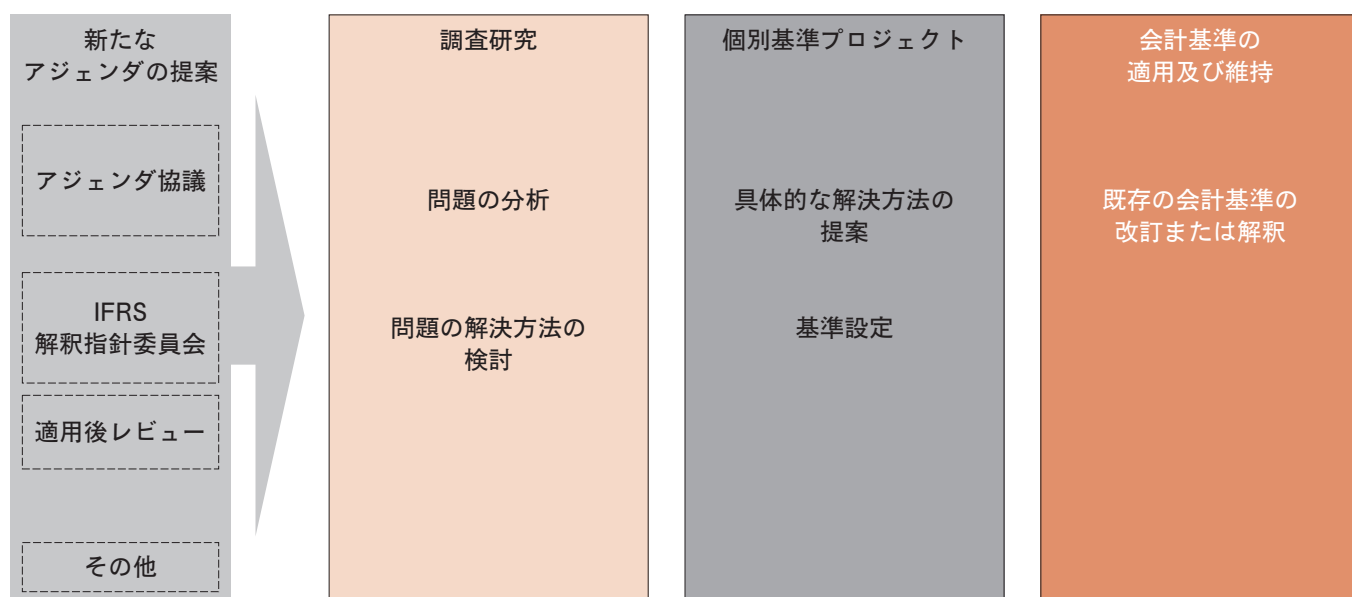
IFRS財団評議員会が意見募集するものです。IASBのアジェンダ協議と評議員会のレビューには、関係する論点を取り扱っている箇所がいくつかあり、相互に参照されています。そのため、これら2つの意見募集をほぼ同時期に公表したほうが私たちにとっても関係者にとっても有用であると考えました。

具体的な質問

倉持 IASBは、アジェンダ協議の中で具体的にはどのような質問をする予定なのでしょうか。

Shields まず最初に全体のリソース配分、バランスをどう取るかという質問をします。現在のIASBの活動は、大まかに、①調査研究、②個別基準プロジェクト、③概念フレームワーク、④開示に関する取組み、⑤会計基準の適用及び維持の5つの項目に分類できます。これらの活動に対する全体のリソース配分を決定するにあたり、IASBはどういった要素を考慮すべきかが最初の質問です。

次の質問は調査研究に関するものですが、具体的な質問に入る前に、IASBの基準設定プロセスについて



ご説明したいと思います。以下の図をご覧ください。

IASBはアジェンダ協議の実施にあたり、これまで会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF)、評議員会、そして、特にIFRS諮問会議と協議を重ねてきました。IFRS諮問会議からは、アジェンダ協議にあたり、IASBの基準設定プロセスが現在どのように行われているのかを明確に説明すべきであるとの指摘を受けました。そのため、今回の意見募集の文書の中で、IFRSの基準設定プロセスの説明を行っています。前回のアジェンダ協議を行った際には、調査研究は正式には行われていませんでしたので、調査研究の内容についてよく説明し、現在進行中の調査研究プロジェクトを列挙しています。その上で、具体的な質問として、現在進行中の個々の調査研究プロジェクトの中で優先的に取り扱うべきものは何か、削除すべきものはあるか、追加で調査研究を開始すべきトピックはあるかといった質問をします。

次に、現在進行中の個別基準プロジェクトに対する意見について質問します。なお、リースや保険契約、また、概念フレームワークなどの主要な個別基準プロジェクトを中断するということはありませんので、これらのプロジェクトをアジェンダから外すべきかといった質問は予定していません。

さらに、IASB及び解釈指針委員会が、既存の会計基準の適用及び維持を適切に行っていると考えられるかを質問します。

また、IASBの基準設定のスピードが全体として適切か、そのほかにも、IASBの作業計画について自由

に回答していただける質問も含める予定です。

アジェンダ協議のサイクルについても質問する予定です。現行のデュー・プロセス上、IASBは3年ごとにアジェンダ協議を実施することが求められています。基準設定において3年というのはかなり短いですし、アジェンダ協議を実施する上で難しい点の1つに、アジェンダ協議のサイクルよりも個別基準の設定に必要な時間のほうが長いということがあります。IASBは、3年前のアジェンダ協議で示された優先事項にいまだに取り組みんでいます。同様に、今回のアジェンダ協議を経て決められる優先課題に対して、3年後も作業を続けていることでしょうか。このような理由から、「アジェンダ協議のサイクルは5年とすべきか」といった質問を含める予定です。

倉持 最初の質問はリソース配分に関するものでしたが、関係者がIASBに取り組むべき課題を提起すると、「リソースの制約が……」という話が出てくることがあります。リソースの制約を具体的に示すことは非常に難しいとは思いますが、アジェンダ協議に回答する際、回答者は、リソースの制約条件をどのように考えればよいのでしょうか。

Shields 制約にもいくつかの側面がありますが、最も重要なのは、関係者にとってIASBが公表する公開草案や設定する基準が多すぎないかという点です。IASBが公表する公開草案に対して、関係者はその内容を慎重に吟味してコメントを送付します。また、会計基準を最終化した際、作成者はその新しい会計基準を適用しなければなりません。前回のアジェンダ協議でも、基準設定の

静止期間、安定期間を設けるべきという意見が多く聞かれました。過去1年間に重要な公開草案や最終基準がいくつか公表されましたし、今後、近々、公表が予定されています。さらに、会計基準の限定的な改訂も公表されますし、進行中の調査研究プロジェクトに関連してディスカッション・ペーパーも公表されます。こういった点を踏まえ、作成者等の利害関係者が現状を上回る量や頻度のIASBの公表文書に対応が可能なのか、配慮しなければならないと考えています。現在のIASBの公表文書の量や頻度は、利害関係者が受け入れられる限界に近いのではないかと私たちは考えています。

Lloyd アジェンダ協議の文書では、IASBがどの程度の作業量に対応できるのか説明した上で、どのような新しいプロジェクトに対応すべきか、また、他のプロジェクトを優先するために中止すべきものがあるかなど、利害関係者の意見を聞きたいと考えています。1つの尺度となるのは現在進行中及び計画されているプロジェクトです。IASBの既存のリソースで、現在進行中及び計画されているプロジェクトに取り組むことは可能です。仮に、新たなプロジェクトにリソースを割くのであれば、既存のプロジェクトに配分されているリソースを減らす必要があります。どのようなプロジェクトが現在進行中及び計画されているのかを明らかにした上で、関係者にとって既存のプロジェクト以上に重要な取り組むべきテーマがあるかを質問したいと思います。

Shields 私たちは適切なバランスを取りたいと考えています。IFRS諮問会議からの最近のフィードバック

クの中に、アジェンダ協議は、ある程度、自由に回答できるようにすべきだが、新たなプロジェクトを行う場合は、既にアジェンダに含まれている既存のプロジェクトに使えるリソースが減るといった影響について、現実的にならなければならないというものであります。

岸上 優先順位について質問するということですね。

Shields おっしゃるとおりです。まさに、アジェンダ協議によって関係者にとっての優先順位を明らかにしたいと思います。利害関係者にとって優先順位が高い、何か大きなプロジェクトをアジェンダに追加するのであれば、他のプロジェクトの優先順位を下げるか、時期を遅くするといったことを理解いただかなくてはなりません。各関係者が優先順位をどう考えているのか、広く意見を聞きたいと思います。

「翻訳及び文化的相違の影響」

岸上 「調査研究の機会」についてのIASB文書^{iv}の中に、翻訳と文化の相違の影響という項目がありました。日本は英語が母国語ではありませんし、西洋の文化とは異なる文化に身を置いていると感じることもあります。そこで、この点について、どのような考えをお持ちなのかを簡単に説明いただけますか。

Shields まずは、背景からご説明したいと思います。この「調査研究の機会」という文書は、IASBが外部の関係者に調査研究を要請するための文書です。IASBは基準設定において、外部の関係者との連携を強化したいと考えています。この調査研究は、主に学術研究を念頭に置いています。必ずしも学者の方々の学術研究だけに限るものではありません。

私たちは関心を抱いている研究テーマとしてこの文書で挙げたテーマの1つが、この翻訳と文化の相違の影響です。欧州での例として、「適正な表示 (fair presentation)」という用語を考えてみたいと思います。これは、イギリスでは「真実かつ公正 (true and fair)」と呼ばれることがあります。これを別の言語に翻訳しようとすると、異なる意味を持つさまざまな用語に翻訳される可能性があります。例えば、これに相当するドイツの用語又はフランスの用語を再度英語に翻訳した場合、必ずしも同じ用語には翻訳されません。私たちは、特定の用語が他の言語にどのように翻訳されるのかによって、解釈に影響が及ぶか、場合によっては誤った解釈が行われる可能性があると考えています。

倉持 似た例にスチュワードシップがありますね。単語自体は翻訳できたとしても、意図するところを理解するのはとても難しいです。

Shields そうですね。用語の中には、別の言語に翻訳するのが非常に難しいものがあります。もし、研究者の方々の中でそういった研究を行っている、あるいは、研究を行うことを検討している方がいれば、是非、その研究について聞かせていただきたいと考え、IASBはこのテーマを「調査研究の機会」の文書に含めました。

岸上 「調査研究の機会」の文書にこのようなテーマが含まれることを嬉しく思います。日本人にとって、英語の文書を理解するのは難しい場合があるのです。

Lloyd 全世界のさまざまな国・地域で適用しなければならない要求事項を作成することは、容易なこと

ではないと私たちは考えています。



IASBボードメンバー Suzanne Lloyd氏

Shields これについてはIASBの会議でも議論になることがあります。特にブラジル出身のIASB理事であるGomes氏が、「この用語をポルトガル語に翻訳することはできない」、「ポルトガル語ではこの2つの用語を区別することはできない」といった発言をよくします。私たちも注意しなければなりません。

岸上 アルファベットを使う言語でも難しいのですから、全く違う文字を使っている場合はもっと大変なのをお分かりいただけだと思います。

Shields 日本語への翻訳は間違いなく容易ではないでしょうね。

アジェンダ協議と評議員会のレビューの関係

倉持 アジェンダ協議と評議員会のレビューの2つの協議で関係する論点を取り扱っている箇所があるとおっしゃいました。これについて、具体的に教えていただけますか。

Shields 評議員会のレビューには、「IASBは民間の非営利セクターのための会計基準も開発すべきか」、「IASBはより幅広い企業報告の進展に積極的な役割を果たすべきか」といった質問が含まれます。これらの

質問をアジェンダ協議で繰り返すことはしませんが、IASBのリソースの制約に影響を及ぼす可能性もありますので参照されます。また、後者は、代替的な業績測定指標^v(例：EBITDA)や財務諸表の枠外で開示される非財務情報に関連するものですが、代替的な業績測定指標は既存のIASBのプロジェクト(開示に関する取組み)の中で既に取り扱われており、アジェンダ協議の範囲に入ります。このように、2つの協議で関係する箇所がありますので、2つの文書を同時期に公表し、相互の関係を明らかにすることで利害関係者を混乱させないようにしたいと考えています。

適用上の問題

倉持 アジェンダ協議2011に対する回答者からのフィードバックを受けて、解釈指針委員会は、適用上の課題に、より一層注力するようになりました。解釈指針委員会で審議される基準の狭い範囲の改訂や年次改善は、適用上の課題に比較的迅速に対応できる効果的な手段であると思います。しかし、基準の狭い範囲の改訂や年次改善は、既存の基準のごく一部の文言にのみ修正を加えますので、必ずしも根本的な解決策にはならないケースもあるかと思えます。適用上の問題が明らかになったときに、狭い範囲の改訂で迅速に解決すべきか、あるいは、時間をかけてでも調査研究プロジェクトに戻り検討し直すべきなのか、適切な解決策を判断することは難しいと思います。適用上の問題に対する解決方法を決めるにあたり、このような側面をどのように考えていますか。

Lloyd 既存の会計基準の適用上の問題が明らかになった際に、その

解決方法として何が最善の方法であるのか判断することは容易なことではありません。私たちは、生じている適用上の問題に対して迅速に対応することと、その結果として基準に断片的な修正を行い、後になってそれが最善のアプローチではなかったと気付くリスクとの間で常にバランスを取ろうとしています。

この点に関して、今回の意見募集に具体的な質問を含めて関係者の意見をうかがいたいと思っています。IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に対しては、さまざまな質問が解釈指針委員会に寄せられ続けています。解釈指針委員会は、個々の質問に対して、その都度、基準の狭い範囲の改訂等の対応を行ってきましたが、このままIFRS第5号に対して断片的な修正等続けるのか、それとも断片的な修正を続けることは中断し、これらの問題すべてを包括的に扱うIFRS第5号の根本的な見直しを行うべきか、関係者の意見を聞く段階にあることは明らかだと思えます。同様の状況にあるのが持分法会計です。このようなトピックに対して、どういった対応を取ることが望まれるのか、関係者の意見を聞きたいと思っています。

倉持 このようなケースでは、関係者のニーズをしっかりと理解した上で対応方法を決めることが重要ですね。

Lloyd はい。迅速に解決することが何より重要という意見なのか、今、答えを出して、そう遠くない将来にその答えを取り消すようなことがないよう、時間がかかったとしても根本的な解決策を示したほうが良いという意見なのか、ご意見をいた

だきたいと思います。

岸上 これは争点になることが多いですね。

Lloyd このバランスを取るのには難しいことです。そしてこういった決定が、作成者や財務諸表利用者に影響を及ぼしますので、よくご意見をお聞かせいただきたいと思っています。

4. 業種別会計とIFRS

倉持 続いて基準の適用に関して、金融商品会計、さらには業種別会計についてお話をうかがいたいと思います。IASBは、2014年にIFRS第9号「金融商品」の大幅な改訂を終え、金融機関は適用に向けた本格的な準備を始めています。また、IASBは、IFRS第9号の改訂の中でも特に重要な変更である、金融商品の減損に関する予想信用損失モデルについての適用上の課題を検討するため、金融商品の減損に関する移行リソースグループ(ITG)を設置し、金融商品の専門家による議論が行われています。なお、IFRSは業種別会計という考え方を取っておりませんので、この新しい金融商品の減損を含むIFRS第9号は、金融機関のみならず一般事業会社にも適用されることとなります。日本基準や米国会計基準と異なり、IFRSは業種別会計という考え方を取っていないという点は日本の関係者には分かりにくい点かもしれません。岸上さん、この点についてどのようなご意見をお持ちですか。

岸上 まずは、業種別会計について少し整理したいと思います。米国会計基準は業種ごとのルールがある場合があると理解しています。日本では、従わなければならない業法による報告が必要な業種があります。例えば、銀行業に適用される業法の

ルールがあり、日本の財務報告である有価証券報告書ではその使用を認めていますので、日本基準も事実上は業種別のルールがある部分があるということになります。しかし、IFRSは原則主義であり、業種ごとの会計基準を作らず、取引ごとの基準としているものと理解しています。そこで、バランスをどのように取っているのかをうかがいたいと思います。例えば、金融商品の専門家ではない私にとって、金融商品に関する会計基準のすべてを理解することは困難です。IASBが、すべての企業がこの会計基準を適用すべきだといった場合、私を含む一部の人は怖気づくと思います。IASBは一定の条件の下で簡便法を認めており、このような措置は非常にありがたいと思います。IASBとして、そうした業種特有の疑問や論点にどのように対応するのか、意見をお聞かせ願えますか。

Lloyd ご理解のとおり、IASBは、特定の業種に固有の会計基準は作らず、取引の種類という観点を重視して会計基準を設定しています。例えば、IFRS第9号は金融商品を有するすべての企業に適用され、減損の予想信用損失モデルも金融商品を有するすべての企業に適用されます。これは、特定の種類の金融商品を保有しているならば、どのような種類の企業であれ、特定の会計処理により有用な情報が提供されるとIASBが考えているためです。ただし、簡便法や適用免除を含めることがあり、これらの簡便法や適用免除は、特定の種類の企業が使用することを想定している場合があります。先ほどおっしゃったのは、営業債権やリース債権に適用される減損の予想信用損失

モデルの簡便法のことだと思います。この簡便法は、一般事業会社が営業債権やリース債権に適用することをIASBは想定しており、銀行が適用することは想定しておりません。IASBは、業種を定義して会計基準の適用範囲を決めるのではなく、特定の種類の報告企業により多く適用されるであろう特定の簡便法や適用免除を定める（例：一般事業会社が保有する営業債権に対して減損の予想信用損失モデルの適用に関する簡便法を設ける）ことで業種間の違いに対応しようとしています。

IASBは最近、料金規制事業についての検討を行っていますので、IASBが、業種別会計を定めるアプローチに移行する可能性はあるのか、もしかしたらご関心をお持ちなのかもかもしれません。現在、IASBが検討を進めている料金規制事業の会計基準は業種別会計基準なのでしょうか。私の考えでは違うと思います。特定の種類の企業が料金規制事業の会計処理を使用する傾向にあるということはあると思いますが、この場合も取引の種類を考慮するというIASBのアプローチから外れたものではないと私は考えています。というのも、IASBが特定しようとしているのは、料金規制事業の会計処理を適用する企業の種類ではなく、料金規制事業の特徴を有する特定の種類の契約と、それに対する会計処理だからです。このようなアプローチを採用している理由の1つは、企業の種類ではなく取引の種類に注目することにより、企業の種類を定義するという複雑な作業を行う必要がなくなるためです。例えば、現在、規制目的会計において、銀行取引のような取引を多く行うようになりつつあるノンバンクに

対してどのように対応すべきか、さまざまな議論が行われていますが、こういった企業をノンバンクと定義するかは難しい問題です。

倉持 業種を超えたビジネスの多角化も進んでいますので、今後、企業を業種で分類することはますます難しくなるでしょうね。これに関連して、IFRS第9号の発効日の延期についてうかがいたいのですが、IASBは現在、保険会社に関してIFRS第9号の適用を延期することを検討していると思います。その際、保険会社はどのように定義するのでしょうか。なかなか難しいのではないのでしょうか。

Lloyd それに関する議論はまだ初期の段階ですが、確かに難しい問題です。現在、保険契約に関する新しい基準の設定に合わせて、特定の種類の企業に関してIFRS第9号の適用を延期するか、何か別の支援策を考える必要があるかを検討しています。しかし、それがなぜこれほど複雑なのかは、まさにIASBが業種に固有の会計基準を設定するアプローチを取っていないからなのです。新しい保険契約の会計基準の適用のタイミングに合わせて、特定の種類の企業がIFRS第9号の延期を必要としているものの、保険契約に関する新しい基準とIFRS第9号は企業の種類ではなく、取引の種類に適用されるものであるため、そこに難しさがあるのです。特定の状況に関してIFRS第9号の発効日を延期すべきかどうかに関して、IASBが検討しているのは、企業が多くの保険契約を有する状況があるかどうかです。そして、IASBが何か措置を講じるとすれば、それは、企業がいわゆる保険会社であるかどうかではなく、

締結している保険契約の規模を検討することになると思います。いずれにせよ容易ではありませんが。

マクロヘッジ会計

岸上 マクロヘッジについてうかがってもよろしいですか。

Lloyd 私が大変興味を持っている分野です。

岸上 私は金融の専門家ではありませんので、マクロヘッジは理解するのが最も難しい分野です。マクロヘッジ会計についてIASBはどのような方向に進むことを考えているのか、また、金融機関以外の企業や中小の金融機関から何か反応は寄せられているのか教えていただけますか。日本では、大手銀行は少なくともマクロヘッジについて理解できているのではないかと思います。しかし、日本には多くの中小金融機関があります。そうした中小金融機関はマクロヘッジの理解が困難かもしれません。欧州や世界の状況はどうなっているのでしょうか。そのような金融機関からのフィードバックはあるのでしょうか。



日本公認会計士協会常務理事

岸上恵子氏

Lloyd おっしゃるとおり、マクロヘッジは非常に複雑な分野であり、マクロヘッジへの対応の要請の多くは大手金融機関からだったかと思

います。しかし、おそらく、中小金融機関も金利リスクは動的に管理しているため、無関係とはいえないかもしれません。マクロヘッジも、特定の企業のための会計ではなく、特定の種類の活動、すなわち、動的リスク管理のための会計アプローチです。

岸上 すべての企業が対象であるということになるのでしょうか。

Lloyd そうなるかもしれません。しかし、ヘッジ会計はこれまでも任意適用でしたので、当然のことながら、マクロヘッジ会計の適用を任意にするか、強制にするかということが検討されることになります。マクロヘッジ会計の潜在的な複雑性に関してはかなりのフィードバックが寄せられています。そのため、任意適用のほうが適切なのかもしれません。これはまだ決まったことではありません。

動的リスク管理を行う金融機関以外の企業からもフィードバックが寄せられています。例えば、コモディティ・リスクを管理している事業会社です。これらの企業からのフィードバックは銀行業界からのフィードバックと比べてかなり少なかったのですが、マクロヘッジのような会計アプローチは有用かもしれないとの意見も寄せられました。しかし、IFRS第9号のヘッジ会計の改善で十分であり、それ以上は必要ないとの意見も多く寄せられました。

IASBはこのプロジェクトに対して、まず、金利リスクの管理を分析するところから始めています。それに対してどのように対応するかを決めた後で、他のリスクについても検討する予定です。そのため、事業会社に関連する論点を検討するのは先

になるのではないのでしょうか。ただ、最も重要なのは任意適用にするか強制適用にするかという点だと思います。これは、岸上さんのおっしゃった中小金融機関にとっても重要な点だと思います。

5. のれんの会計処理

倉持 次に、今回のアジェンダ協議においても日本の関係者の関心が高いと考えられる、のれんの会計処理のIASBにおける現在の検討状況についてお話をうかがいたいと思います。

岸上 そうですね。のれんの会計処理についてですが、日本の公認会計士の間では意見が分かれています。多数派の意見としては「償却」だと思います。

とはいえ、日本基準ではのれんの償却を行っています。最も難しいのはその償却期間の決定です。「効果の及ぶ期間」の決定は、過去の経験や市場データ等があれば別ですが、実務的に困難な場合が多いです。日本基準では、のれんの耐用年数を決定するにあたり、企業結合の対価の算定の基礎とした投資の合理的な回収期間を参考にすることも可能であることになっています。このように耐用年数が決定された場合、利益を上げている事業の耐用年数は短くなり、利益のない事業の耐用年数は長くなるため、疑問を持つことがあります。しかし、一方で、取得から何年もたってからも減損の検討を每期実施すること、監査することも実務的に困難で、それを考えると、のれんの償却が望ましいとも思います。企業会計基準委員会（ASBJ）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、米国財務会計基準審議会（FASB）をはじめとする各国の基準設定主体

又は各地域の会計グループがのれんの会計処理に関する調査研究を実施したと聞いています。現在、IASBはこれについてどのような考えを持っているのでしょうか。

Lloyd のれんの会計処理は、企業結合の適用後レビューにおいて提起された重要なトピックです。おっしゃったように、のれんの会計処理についてはさまざまな意見があります。償却を再導入すべきだとの意見もありますが、これが利害関係者の共通した意見というわけではありません。のれんの減損のほうがより多くの情報を提供するという学術研究もありました。IASBはのれんに関する調査研究プロジェクトを開始しました。まだ初期の段階で、今後どうすべきかについて分析を行っている途中ですが、2つの点から検討を行っています。まず、のれんの減損テストの有効性と複雑性に関する調査研究です。これは、のれんの減損テストが難しいとの声や、実務で、どの程度、適切に適用されているのかに関して疑問が多く聞かれたためです。次に、のれんの事後的な会計処理、すなわち減損のみのアプローチとすべきか、償却及び減損のアプローチにすべきかを検討しています。この調査研究では、学術研究で減損のみのアプローチにより得られるとされた情報を失うことなく、のれんの会計処理のコストを低減することができるのか、また、どのように低減することができるのかを検討する予定です。調査研究はまだ初期の段階ですので、現時点でどのような方向に向かうのかをお伝えすることはできませんが、プロジェクトを前進させるために、これらの2点にフォーカスすべきであるとIASBは考えて

います。

6. 業績報告

倉持 次に、損益計算書における利益情報についてもお話をうかがいたいと思います。冒頭でお話しいただきましたとおり、前回のアジェンダ協議では当期純利益の概念とOCIのリサイクリングに関して日本からも問題意識が示され、IASBで検討が行われました。こちらは2015年5月に公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」の公開草案^{iv}の最終化の過程でさらなる議論が行われることと思います。当期純利益に加えて、営業利益のような段階利益のあり方についても内外の関係者の方々から問題意識をうかがいます。日本基準では、営業活動の成果としての利益計算を目的とした営業利益の開示が一律に求められ、時系列でも企業間でも比較可能となっています。他方、IFRSには営業利益のような段階利益の開示は明示的には求められておらず、企業業績の理解に資するのであれば、各社独自の段階利益を開示することを許容しています。その結果、企業の実態を踏まえた業績を示す利益が開示されているケースもあるかと思いますが、企業間での比較可能性の達成は難しく、また、一部では誤解を与えかねない段階利益の開示が行われるケースもあるようです。こういった点は証券監督者国際機構（IOSCO）でも各国の証券規制当局関係者の間で問題意識が持たれていましたし、欧州証券市場監督局（ESMA）も現在、代替的な業績測定指標のガイドラインの最終化に向けた検討を進めています^v。先ほど代替的な業績測定指標はIASBの既存のプロジェクトで検討が進められているためアジェン

ダ協議の範囲に入るというお話がありました。このあたりの検討状況を説明していただけますか。

Shields 今年、公表が予定されている「開示原則」のディスカッション・ペーパーと、長期的な調査研究プロジェクトいずれも関係してくると思います。まず、「開示原則」のディスカッション・ペーパーの中で、代替的な業績測定指標の開示のあり方を取り扱う予定です。IASBは2015年6月の会議で、代替的な業績測定指標と非財務情報について開示原則との関連で議論を行い、業績測定指標を財務諸表に適正に表示するための要件に重点を置くことをスタッフに指示しました。例えば、明確な名称、一貫した定義の使用、業績測定指標と財務諸表数値との調整の必要性などです。これらは、2016年第1四半期までに公表する予定の「開示原則」のディスカッション・ペーパーで取り上げることが見込まれます。

倉持 統一的な営業利益のような段階利益を定義すべきであるという意見も一部にあるようですが、「開示原則」ではそこまでの検討はなされていないのでしょうか。

Shields 「開示原則」においては、営業利益の定義というところまでは踏み込まないと思いますが、まだ初期の段階ですし、ディスカッション・ペーパーによる意見募集も行われますので現時点では分かりません。まずは、利害関係者の意見を聞く必要があります。

他方、長期的な調査研究プロジェクトのほうですが、これは2015年6月のIASB会議の前まで「業績報告プロジェクト」と呼ばれていたものです。IASBはこのプロジェクトの

名称を「基本財務諸表 (Primary Financial Statements)」と変更することを決定しました。このプロジェクトでは、損益計算書の構成、どのような損益計算書項目がコア（本業に関連）なのか、コアではないのかといった区別を検討することになります。このプロジェクトでは損益計算書をより体系的 (Structured) にしたいと考えています。また、情報の集約及び分解、各基本財務諸表の間の相互関係、さらに、概念フレームワークとの関係といったことも検討する予定です。

倉持 以前、IASBはFASBと共同で財務諸表の表示に関するプロジェクトに取り組んでいましたが、同じような内容を扱うのでしょうか。

Shields 以前行われていた財務諸表の表示に関するプロジェクトの中でよく検討されていた部分もありましたので、良い部分は使いたいと思います。ただし、難しい問題もありましたので、慎重にならなければならない部分もあります。

まさにこの業績測定指標に関して、比較的最近、Hoogervorst議長がスピーチを行いました。「Mind the Gap (Between non-GAAP and GAAP) (会計基準に基づく情報とそれ以外の情報の違いにご注意ください)」¹⁴ というタイトルでした。その中で、「調整後営業利益」といった名称の利益を業績測定指標として開示している会社の中には、利益を増やす方向にばかり「調整」を行っているケースがあると注意喚起していました。我々はこういった問題が実際に生じていることを認識していますので、開示原則のディスカッション・ペーパーで扱うことを検討しています。具体的にどのような対応をとるのか

はまだ結論が出ていませんが、企業自身がまず適正に開示をするということを考えないといけないのだと思います。

Lloyd これは大変複雑な問題です。というのも、企業が追加的に開示している代替的な業績指標の中には有用なものもあり、有用なものとして誤解を招くものとを区別するのは容易ではないためです。開示原則のディスカッション・ペーパーでは、こうした追加の表示科目を特に損益計算書の本体に表示する場合は適正に表示し、過度に目立たせることがないようにすべきであると強調することになると思います。有用な指標の開示をできるようにしつつ、誤解を招く指標の開示は取り締まるようなバランスの取れた具体的な規則を策定するのは容易ではありません。

Shields この問題のもう1つの側面は、財務諸表の目的適合性です。これについては、評議員会のレビューの意見募集の中に直接関係する記述があります。代替的な業績測定指標や非財務情報の増加は、会計基準が求める財務諸表だけでは自社の真の財政状態及び経営成績に関する情報を提供できていないと企業が考えているからではないかと、一部の利害関係者はみえています。仮にそうであるのであれば、それについても検討しなければなりません。

Lloyd すべての代替的な業績測定指標に問題があるわけではありません。むしろ、有用な情報を提供しているケースもあります。財務諸表はコミュニケーションの手段であり、目的適合性が重要です。IFRSに基づく財務諸表が準拠だけを目的としたものになってほしくはないと思います。他方、財務諸表は比較可能で

なければなりませんし、誤解を招くものであってもなりません。バランスが大事です。このように、「開示原則」のディスカッション・ペーパーは、非常に重要なものですので、利害関係者の皆様からご意見を聞かせていただきたいと思います。

電子開示

倉持 個人的な意見ですが、各企業が実態に即した目的適合性の高い情報を提供し、かつ、比較可能性も確保するといったことを考えたときに、将来的な財務報告の電子開示の進展にも可能性があるのかもしれませんが。評議員会のレビュー文書の中で、テクノロジーが財務報告に及ぼす影響に関して質問がありましたね。

Shields テクノロジーが財務報告に及ぼす影響については、IFRS諮問会議のトピックとしてたびたび取り上げられており、新しい技術開発に関連した作業プログラムをIASBは検討すべきであるとの意見も聞かれます。電子開示の利点は、利用者の情報へのアクセスを改善し、財務報告を容易に比較できるようにすることだと思います。

7. 収益認識基準

倉持 基準の適用支援のあり方、さらには、国際的なコンバージェンスの流れを考える上で、収益認識基準は重要なテーマだと思いますので最新の動向についてお話をおうかがいしたいと思います。

IASBとFASBは、共同プロジェクトの成果として、昨年、単一の収益認識基準を公表しました。収益は損益計算書のトップラインであり、財務報告において非常に重要な要素ですので、コンバージェンスが達成されたことは国際的な会計基準設定の

流れの中で大きな成果だったといえると思います。その後、収益認識基準の実際の適用に伴う課題について議論を行う移行リソース・グループ（TRG）が適用に関する論点をIASB側とFASB側の合同会議で審議しています。この審議を踏まえ、非常に細かい部分ではありますが、IASBの収益認識基準とFASBの収益認識基準の間で差異が生じる可能性が出てきており、また、収益認識基準の適用が1年延期されることとなりました。関係者の意見を聞き、基準の適用を支援することは、前回のアジェンダ協議で示された重要な点です。他方、最終化した基準の適用に関する議論をいつまでも続ければ、基準を適用する環境がなかなか整わないと思います。また、単一の高品質かつグローバルな基準を策定するというIASBの基本的な目標を踏まえれば、米国会計基準とのコンバージェンスを保つことも重要だと思います。そこで質問ですが、TRGは今後も収益認識に関連した適用上の論点についての議論をいつまでも続けるのでしょうか。TRGが議論を続けることにより、会計基準の適用をサポートし続けるというメリットがある半面、最終化した基準を適用する環境がなかなか整わない、また、議論の内容によってはIFRSと米国基準の間に新たな基準差異を生じさせる可能性もあるかもしれません。

Shields TRGはIASBとFASBが合同で実施していますが、今のところTRGを終了するという決定は下されていません。今後、2015年7月と11月にそれぞれ会議を行う予定です。ただ、いつまでも質問が寄せられTRGが議論を続けると、収益認識基準を適用する環境が整わないため、

IASBもFASBもいまだに議論されていない質問を早めにTRGに提出するよう関係者に促しており、可能であれば残り2回の会議で検討を終えることができると考えています。

倉持 これもバランスの問題ですね。基準の適用の支援は重要ですが、企業も基準を適用する環境が安定することを望んでいますので。

Shields そうですね。適切なバランスが必要です。なお、現在、検討が行われているIFRSと米国基準で差異になりうる項目は、収益認識基準全体からみて極めて限定的なものです。

倉持 仮に一部であっても、FASBが米国の収益認識に対して、より詳細な指針を策定した場合、IFRSの収益認識基準を用いる作成者はFASBの指針も参照すべきかどうか疑問に思うかもしれません。このような差異がIFRSと米国基準の間で生じた場合、IFRSの財務諸表作成者は差異をどのように理解すべきなのでしょう。



IASB客員研究員 倉持巨一郎氏

Shields 現時点では、まだ両審議会が改訂を提案している段階です。IASBもFASBも、すべての改訂は公開草案を経ることになりますので、まずは利害関係者がどのように思う

かを聞くことになります。その結果、FASBがいくつかの分野でIFRSとはわずかに異なる指針を策定する可能性もあります。他方、IFRSと米国基準の収益認識基準は完全に同じでなければならないという意見が寄せられるかもしれません。特定の分野に関してFASBが改訂を行い、IASBが改訂を行わないことを決定した場合でも、利害関係者に対しては、なぜそれぞれの決定に至ったのか、このような差異をどのように考えるべきかについて結論の根拠で明確に説明します。

倉持 分かりました。コンバージェンスに関してですが、FASBの理事であるLinsmeier氏とSiegel氏が、収益認識基準に差異が生じることは問題だと発言しました。IASBとFASBの両審議会は、コンバージェンスを達成した基準を維持するために、今後も建設的な協力を行っていく必要があると考えているのですか。日本の関係者にとっては、IASBとFASBが別々の方向に進もうと考えているのか、コンバージェンスを維持したいと考えているのかは重要な問題です。

Shields どちらの審議会もコンバージェンスの維持は重要だと考えています。

Lloyd 私たちはコンバージェンスを達成した基準を開発するために多くの時間を費やしてきました。それを簡単に変えてしまうとは思いません。IASBとFASBは協力してコンバージェンスを保とうと努めています。

岸上 日本では、上場企業は米国会計基準、IFRS、日本基準、そして、もうすぐ新しい修正国際基準（JMIS）を使うことができることに

なります。そのような状況の下、日本基準の収益認識基準に関する議論が始まりました。本当に初期の段階です。収益認識基準に関しては、少なくとも上場企業は、IASBと同じ基準を目指すべきだと思います。現状、日本基準は、実現主義という考え方であり、工事契約など、一部の領域を除き、詳細な収益認識基準はありません。数年前にJICPAは、日本の実務と現行のIAS第18号を適用した場合を比較した研究報告を公表しています。このような背景で、IFRS第15号の影響を知るための議論がASBJで始まっているのです。

倉持 収益認識基準に関しては、単一のグローバルな基準に向けた大きな一歩になるかもしれませんね。

Lloyd そうですね。

Shields 基準の文言に差異が生じたとしても、実際の適用も異なるのかということこれはまた別の問題です。収益の議論で頻繁に登場する言い回しが、「文言が少し違っても、結果は同じになる」というものです。ですから結論の根拠を読むことが重要だと思います。

岸上 とても大事なメッセージですね。

倉持 今回の改訂について、仮に、FASBとIASBで異なる結論に至り、改訂が行われたとしても収益認識のコンバージェンスは99%達成されたままだという意見を聞きますが、そうお考えですか。

Shields そう思います。今検討されているのはとても軽微な改訂です。

III おわりに

倉持 日本の関係者の皆様にもメッ

セージをいただけますか。

Lloyd 日本の利害関係者の皆様へのIFRSに対するご支援にまず感謝申し上げたいと思います。また、日本を訪問した時には、いつもその見識、会計基準に対する関心の高さに感銘を受けます。今日は、これから公表されるいくつかのとても重要な文書、特に、アジェンダ協議と開示原則のディスカッション・ペーパーについていろいろとお話をしました。IASBの今後の活動に影響するととても重要な文書ですので、日本の皆様から是非、ご意見をお寄せいただきたく思います。

Shields 日本の皆様からのご支援と、IFRSに対する高い関心に大変感謝しています。日本における任意適用の拡大はとても励みになります。今回のアジェンダ協議に対して、日本の関係者の皆様からも幅広いご意見をうかがえればと考えています。

岸上 本日はインタビューの機会をいただき、ありがとうございました。

〈注〉

i 日本公認会計士協会、「アジェンダ協議2011－意見募集」に対する意見、2011年11月

(日本公認会計士協会ウェブサイト http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/4-11-0-2_e-20111130.pdf 参照)

ii IASB, Request for Views “2015 Agenda Consultation”, August 2015. (IFRS財団及びIASBウェブサイト http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/IASB-agenda-consultation/2015-agenda-consultation/Documents/Request%20for%20Views_Agenda%20Cons

[ultation_AUG%202015.pdf](http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/IASB-agenda-consultation_AUG%202015.pdf) 参照)

iii IFRS Foundation, Request for Views “Trustees’ Review of Structure and Effectiveness: Issues for the Review”, July 2015. (IFRS財団及びIASBウェブサイト http://www.ifrs.org/About-us/IFRS-Foundation/Oversight/Trustees/Documents/WEBSITE_IFRS-Foundation-Trustees-Review%20-of-Structure-and-Effectiveness_JULY-2015.pdf 参照)

iv IASBの文書「調査研究の機会」では、国際的に適用することが可能な基準を設定するにあたり、言語及び文化的な側面が課題となり、かつ、英語の微妙なニュアンスがうまく翻訳されないことがあることをIASBは認識していると述べられている (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/IFRS-Research/Research-opportunities/Documents/IASB-Research-opportunities-October-2014.pdf> 参照)。

v 2015年6月のIASB会議では、「代替的な業績測定指標 (APM)」という用語の定義付けは困難であるため、代わりに、「開示原則」のディスカッション・ペーパーでは、いかにして業績指標をより一般的に財務諸表で適正に表示できるかの説明に焦点を置くべきであるとしたとされる (IASB Update, June 2015. IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://media.ifrs.org/2015/IASB/June/IASB-Update-June-2015.pdf> 参照)。

vi IASB, Exposure Draft, “Conceptual Framework for Financial Reporting”, May 2015. (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.>

ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Documents/May%202015/ED_CF_MAY%202015.pdf、和文http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Documents/June%202015/ED_ConceptualFramework_JPN.PDF 参照)

vii European Securities and Markets Authority (ESMA), “Final Report : ESMA Guidelines on Alternative Performance Measures”, June

2015. (ESMAウェブサイトhttp://www.esma.europa.eu/system/files/2015-esma-1057_final_report_on_guidelines_on_alternative_performance_measures.pdf 参照)

viii Hans Hoogervorst, “Mind the Gap (Between non-GAAP and GAAP)”, March 2015. (IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Alerts/Conference/Documents/2015/Speech-Hans-Mind-the-Gap-speech-Korea-March-2015.pdf> 参照)

015.pdf 参照)

ロンドンの地下鉄では、「電車とホームの間に広く開いているところがありますのでご注意ください。」という意味で、“Mind the gap (between the train and the platform)” という放送が流れる。



教材コード J020713

研修コード 2103

履修単位 1単位